

お知らせ

建設工事等の入札参加者の皆様へ

建設業法施行令の改正による技術者の配置要件等の改正について

建設業法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、本町の取扱いについても下記のとおり改正します。

記

1. 特定建設業の許可及び監理技術者の配置を要する下請代金額の下限について、4000万円(建築一式工事の場合は6000万円)から4500万円(建築一式工事の場合は7000万円)に引き上げ。

| | 現行 | 改正後 |
|----------|----------|----------|
| 建築一式工事以外 | 4000万円以上 | 4500万円以上 |
| 建築一式工事 | 6000万円以上 | 7000万円以上 |

2. 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について、3500万円(建築一式工事の場合は7000万円)から4000万円(建築一式工事の場合は8000万円)に引き上げ。

| | 現行 | 改正後 |
|----------|----------|----------|
| 建築一式工事以外 | 3500万円以上 | 4000万円以上 |
| 建築一式工事 | 7000万円以上 | 8000万円以上 |

3. 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について、3500万円から4000万円に引き上げ。

| | 現行 | 改正後 |
|--------|----------|----------|
| 特定専門工事 | 3500万円未満 | 4000万円未満 |